

北上市告示甲第41号

北上市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会要綱（平成10年北上市告示第93号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年5月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p><u>北上市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会要綱</u> (設置)</p> <p>第1 <u>北上市高齢者福祉計画及び北上市介護保険事業計画</u>（以下「計画等」という。）の策定に関し意見を聴くため、<u>北上市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p><u>北上市介護保険事業計画等策定委員会要綱</u> (設置)</p> <p>第1 <u>北上市介護保険事業計画、北上市高齢者福祉計画及び北上市認知症施策推進計画</u>（以下「計画等」という。）の策定に関し意見を聴くため、<u>北上市介護保険事業計画等策定委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	